

宗教法人妙行寺 合同納骨堂 個別壇収蔵管理委託契約約款

制定：2025年4月1日

（目的）

第1条 この約款は、宗教法人妙行寺（以下、「妙行寺」という。）が設置および経営する合同納骨堂 個別壇（以下、「個別壇」という。）における収蔵および管理に関し必要な事項を定め、その収蔵および管理が適切に行われることを目的とする。

（管理者・委託者・登録者）

第2条 個別壇は妙行寺の代表役員（以下、「管理者」という。）が管理する。管理者は、妙行寺および浄土真宗本願寺派の儀礼に則り、委託者が指定する者（以下、「登録者」という。）の焼骨の管理に努める。

2 管理者は、登録者の焼骨を、管理委託承諾証に記載する場所に収蔵し、適切に管理を行うものとする。

3 委託者は、妙行寺の門徒に限られる。

4 登録者は、委託者の6親等内の親族および縁故者、または当該委託者が祭祀主宰者を務める者に限られる。

5 登録者の焼骨の管理は、妙行寺および浄土真宗本願寺派の儀礼によって永続されるものとする。

（焼骨の祭祀権および管理の方法）

第3条 収蔵する焼骨については、永代管理・供養を行う妙行寺に祭祀の権利を移管する。なお、個別壇における焼骨の収蔵方法は、別で定める細則によるものとする。

2 委託者が死亡するなどして、第7条に定める寺院維持費を納めることができなくなったときは、管理者は、個別壇に収蔵された焼骨を所定の合同納骨堂 合葬墓（以下、「合葬墓」という）に移して、管理を継続するものとする。

3 登録者の変更は、管理者が文書にて承諾した場合のみ、認められる。

4 登録者の追加は、管理者が文書にて承諾した場合に限り認められる。追加される者は、第4条に定める「妙行寺合同納骨堂 個別壇申込書」提出の時点で出生している者に限られる。

5 委託者は、管理者の承諾を得て、登録者の焼骨とは別に、副葬品を収めることができる。ただし、登録者の焼骨が個別壇から合葬墓へ移動する場合には、副葬品は合葬墓へは入れることができない。

(委託の申込)

第4条 委託者は、「妙行寺合同納骨堂 個別壇 収蔵管理委託契約申込書」(以下、「申込書」という。)と、所定の書類を管理者に提出することで申込を行う。

(特別懇志)

第5条 委託者は、前条に規定する申込書を管理者に提出した日から14日以内に、管理者の指定する銀行口座へ振り込む方法により、細則で定める特別懇志を支払う。振込手数料は委託者の負担とする。

(管理委託承諾証の交付)

第6条 前条に定める特別懇志の支払いの後、管理者は、本契約の成立の証として管理委託承諾証(以下、「承諾証」という。)を、委託者に対し交付する。

2 承諾証の記載事項を変更する必要があるときは、委託者は管理者に対してすみやかに承諾証を返還する。承諾証の返還を受けた管理者は、記載事項を変更した承諾証を委託者に交付する。

3 承諾証を紛失または毀損した場合、委託者は、管理者の定める手続きを経て承諾証の再交付を受けるものとする。

(維持管理冥加金)

第7条 管理者は、妙行寺の安定的な運営およびの管理、清掃、整備に充てるため、別で定める細則により、委託者に対して、毎年、維持管理妙が金を請求するものとし、委託者はこれを支払わなければならない。

2 管理者は、物価の変動等により、当該時点における維持管理冥加金によって前項に定める費用を賄うことができなくなったとき、またはその確実な見込みが生じたときは、必要かつ相当と認められる範囲内において、維持管理冥加金を改定することができる。この場合において、管理者は、改定後の額および改定の具体的な理由を明記して、委託者に対し、事前に書面により通知するものとする。

3 既納の維持管理冥加金は返還しない。

(委託者の地位の承継)

第8条 委託者が死亡したときは、委託者の祭祀主宰者は、委託者の死亡後2年以内に、所定の必要書類と別に定める納骨壇承継懇志を管理者に届け出ること、委託者の地位を承継することができる。

2 委託者の死亡時に限らず、委託者の地位の承継の必要が生じたときは、委託者の地位の承継を希望するものは管理者に申し出て、前項の手続きを行うことができる。

3 委託者の地位を承継できる者は、門徒に限られる。

(委託者の義務)

第9条 委託者は次の各号の規定を遵守するものとする。

- ① 焼骨を妙行寺に委託する際は、あらかじめ管理者に対し、法令に基づく埋火葬許可証または改葬許可証を提出するものとする。
- ② お参りの際は、供花・供物・献香・献灯等について管理者が別途定める指示を遵守し、の安全や美観の維持に協力するものとし、故意過失による損傷については賠償する責任を負う。
- ③ 妙行寺の境内では、妙行寺および浄土真宗本願寺派の儀礼に則るものとし、他宗の儀式等を執り行うことはできない。
- ④ 住所、電話番号等を変更したときは、遅滞なく管理者に届け出なければならない。なお、住所の変更の際は、住民票記載事項証明書等を提出するものとする。

(委託者等による契約の解除)

第10条 委託者および委託者の地位を承継した者（以下、「委託者等」という。）は、書面をもって契約を解除することができる。

2 第3条第2項の規定により焼骨が合葬墓に移された場合には、前項の規定にかかわらず、委託者等は契約を解除することができない。

3 本条第1項の規定により契約が解除された場合において、焼骨が既に収蔵されているときは、委託者等はこれを引き取らなければならない。

4 本条第1項の規定により契約が解除された場合において、焼骨が収蔵されていないときは、管理者は委託者等に対し、下記の条件に従って特別懇志の一定額に相当する額を返還するものとする。

契約から6か月以内	特別懇志の70%
契約から6か月超1年以内	特別懇志の50%
契約から1年超3年以内	特別懇志の30%
契約から3年超	特別懇志の0%

(管理者による契約の解除)

第11条 委託者が次の各号の一に該当する場合には、管理者は相当の期間を定めて通知または催告し、その改善がないときには、書面をもって、契約を解除することができる。

- ① 委託者が妙行寺および浄土真宗本願寺派の慣習を無視し、寺院運営の重大な妨げとなったとき
- ② 委託者が門徒でなくなったとき
- ③ 収蔵された焼骨を改葬し、個別壇に収蔵中または収蔵予定の焼骨がなくなったとき
- ④ 登録者に生前の者がいる期間であって、委託者に3年以上、連絡を取ることができなくなってしまったとき

⑤ 維持管理冥加金の支払いを3年間滞納したとき

⑥ 委託者がこの約款のいずれか一にでも違反したと管理者によって判断されたとき

2 前項により収蔵管理委託契約が解除されたときは、委託者等は、直ちに収蔵された焼骨を引き取らなくてはならない。

3 収蔵管理委託契約が解除された後6か月以内に、委託者等であった者が前項の措置を行わなかったときは、管理者は焼骨を合葬墓に移すことができる。

4 本条第1項ないし第3項の規定に関わらず、第3条第2項の規定により焼骨が合葬墓に移された後は、管理者は契約を解除することができない。

(管理権に基づく措置)

第12条 管理者が公用収用の必要のため、または境内の整備その他の必要のため、委託を受けた焼骨の移動が必要になった場合は、委託者はこれを拒んではならない。

2 地震、津波、洪水等の天災地変その他不可抗力および、第三者による放火、損傷その他不法行為等による一切の損害について、管理者は責任を負担しない。

(反社会的勢力の排除)

第13条 本条において、「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、又はこれらでなくなったときから5年を経過しない者

② 暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力団

③ その他前各号に準ずる暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為を行う勢力

2 委託者は、自己、親族（委託される焼骨となった故人も含む。以下同じ。）その他の関係者が、現在および将来にわたり、反社会的勢力に該当せず、かつ、反社会的勢力と次の各号のいずれにも該当する関係がないことを表明し、保証する。

① 反社会的勢力が経営を支配しているか実質的に関与していると認められる関係

② 自己もしくは第三者の不正を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係

③ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係

④ その他反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

3 委託者は、自己、親族その他の関係者が、現在および将来にわたり、次の各号に該当する行為を自ら行わず、かつ、第三者に行わせないことを表明し、保証する。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 4 妙行寺は、委託者が第2項または前項に違反した場合は、何らの通知または催告なくして、収蔵管理委託契約を解除または将来に向かって解約し、併せて被った損害の賠償を委託者に請求できる。
- 5 妙行寺が前項の規定により収蔵管理委託契約を解除または解約した場合には、妙行寺は、委託者に対し解除または解約により生じた損害を賠償する責任を負わない。

(約款に定めなき事項)

第14条 この約款に定めるもののほか、個別壇の管理に必要な事項は、管理者が別に定める。

(約款の変更)

第15条 この約款は、管理者が必要と判断した場合には、妙行寺責任役員会の承認を得て、事前に効力発生時期を明確にした上で委託者に書面またはインターネット等で通知することにより、追加、変更または削除することができる。

(附則)

この約款は2025年4月1日より施行する。

宗教法人妙行寺合同納骨堂 合葬墓 管理委託契約約款

制定：2025年4月1日

（目的）

第1条 この約款は、宗教法人妙行寺（以下、「妙行寺」という。）が設置および経営する合同納骨堂 合葬墓（以下、合葬墓という）における収蔵および管理に関し必要な事項を定め、その収蔵および管理が適切に行われることを目的とする。

（管理者・委託者・登録者）

第2条 合葬墓は妙行寺の代表役員（以下、「管理者」という。）が管理する。管理者は、妙行寺および浄土真宗本願寺派の儀礼に則り、委託者が指定する者（以下、「登録者」という。）の焼骨の管理に努める。

- 2 管理者は、登録者の焼骨を合葬墓に収蔵し、適切に管理を行うものとする。
- 3 委託者は、妙行寺の門徒に限られる。
- 4 登録者は、委託者の6親等内の親族および縁故者、または当該委託者が祭祀主宰者を務める者に限られる。
- 5 生前の登録者の変更は、管理者が文書にて承諾した場合のみ、認められる。

（焼骨の祭祀権および管理の方法）

第3条 収蔵する焼骨については、永代管理・供養を行う妙行寺に祭祀の権利を移管する。

- 2 合葬墓に収蔵された焼骨は、返還することはできない。
- 3 登録者の焼骨の管理は、妙行寺および浄土真宗本願寺派の儀礼によって永続されるものとする。

（委託の申込）

第4条 委託者は、「妙行寺合同納骨堂 合葬墓 収蔵管理委託契約申込書」（以下、「申込書」という。）と、所定の書類を管理者に提出することで申込を行う。

（特別懇志）

第5条 委託者は、前条に規定する申込書を管理者に提出した日から14日以内に、管理者の指定する銀行口座へ振り込む方法により、細則で定める特別懇志を支払う。振込手数料は委託者の負担とする。

（管理委託承諾証の交付）

第6条 前条に定める特別懇志の支払いの後、管理者は、本契約の成立の証として管理委託

承諾証（以下、「承諾証」という。）を、委託者に対し交付する。

2 承諾証の記載事項を変更する必要があるときは、委託者は管理者に対してすみやかに承諾証を返還する。承諾証の返還を受けた管理者は、記載事項を変更した承諾証を委託者に交付する。

3 承諾証を紛失または毀損した場合、委託者は、管理者の定める手続きを経て承諾証の再交付を受けるものとする。

（委託者の地位の承継）

第7条 委託者が死亡したときは、委託者の祭祀主宰者は、委託者の死亡後2年以内に、所定の必要書類と別に定める納骨壇承継懇志を管理者に届け出ること、委託者の地位を承継することができる。

2 委託者の死亡時に限らず、委託者の地位の承継の必要があるときは、委託者の地位の承継を希望するものは管理者に申し出て、前項の手続きを行うことができる。

3 委託者の地位を承継できる者は、門徒に限られる。

（委託者の義務）

第8条 委託者は次の各号の規定を遵守するものとする。

① 焼骨を妙行寺に委託する際は、あらかじめ管理者に対し、法令に基づく埋火葬許可証または改葬許可証を提出するものとする。

② お参りの際は、供花・供物・献香・献灯等について管理者が別途定める指示を遵守し、の安全や美観の維持に協力するものとし、故意過失による損傷については賠償する責任を負う。

③ 妙行寺の境内では、妙行寺および浄土真宗本願寺派の儀礼に則るものとし、他宗の儀式等を執り行うことはできない。

④ 住所、電話番号等を変更したときは、遅滞なく管理者に届け出なければならない。なお、住所の変更の際は、住民票記載事項証明書等を提出するものとする。

（委託者等による契約の解除）

第9条 委託者および委託者の地位を承継した者（以下、「委託者等」という。）は、焼骨が合葬墓に収蔵される前かつ第4条の申込から3年間に限り、書面をもって契約を解除することができる。

（管理者による契約の解除）

第10条 委託者が次の各号の一に該当する場合には、管理者は相当の期間を定めて通知または催告し、その改善がないときには、書面をもって、契約を解除することができる。

① 委託者が妙行寺および浄土真宗本願寺派の慣習を無視し、寺院運営の重大な妨げとなっ

たとき

- ② 委託者が門徒でなくなったとき
- ③ 合葬墓に収蔵予定の遺骨がなくなったとき
- ④ 登録者に生前の者がいる期間であって、委託者に3年以上、連絡を取ることができなくなってしまったとき
- ⑤ 委託者がこの約款のいずれか一にでも違反したと管理者によって判断されたとき

2 前項の規定に関わらず、すでに焼骨が収蔵されているときは、管理者は契約を解除することができない。

(管理権に基づく措置)

第11条 管理者が公用収用の必要のため、または境内の整備その他の必要のため、委託を受けた焼骨の移動が必要になった場合は、委託者はこれを拒んではならない。

2 地震、津波、洪水等の天災地変その他不可抗力および、第三者による放火、損傷その他不法行為等による一切の損害について、管理者は責任を負担しない。

(反社会的勢力の排除)

第12条 本条において、「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、又はこれらでなくなったときから5年を経過しない者
- ② 暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力団
- ③ その他前各号に準ずる暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為を行う勢力

2 委託者は、自己、親族（委託される焼骨となった故人も含む。以下同じ。）その他の関係者が、現在および将来にわたり、反社会的勢力に該当せず、かつ、反社会的勢力と次の各号のいずれにも該当する関係がないことを表明し、保証する。

- ① 反社会的勢力が経営を支配しているか実質的に関与していると認められる関係
- ② 自己もしくは第三者の不正を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係
- ③ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
- ④ その他反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

3 委託者は、自己、親族その他の関係者が、現在および将来にわたり、次の各号に該当する行為を自ら行わず、かつ、第三者に行わせないことを表明し、保証する。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為

- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 4 妙行寺は、委託者が第2項または前項に違反した場合は、何らの通知または催告なくして、収蔵管理委託契約を解除または将来に向かって解約し、併せて被った損害の賠償を委託者に請求できる。
- 5 妙行寺が前項の規定により収蔵管理委託契約を解除または解約した場合には、妙行寺は、委託者に対し解除または解約により生じた損害を賠償する責任を負わない。

(約款に定めなき事項)

第13条 この約款に定めるもののほか、合葬墓の管理に必要な事項は、管理者が別に定める。

(約款の変更)

第14条 この約款は、管理者が必要と判断した場合には、妙行寺責任役員会の承認を得て、事前に効力発生時期を明確にした上で委託者に書面またはインターネット等で通知することにより、追加、変更または削除することができる。

(附則)

この約款は2025年4月1日より施行する。